

【設問】(平成 14 年度裁判所事務官 種・種)

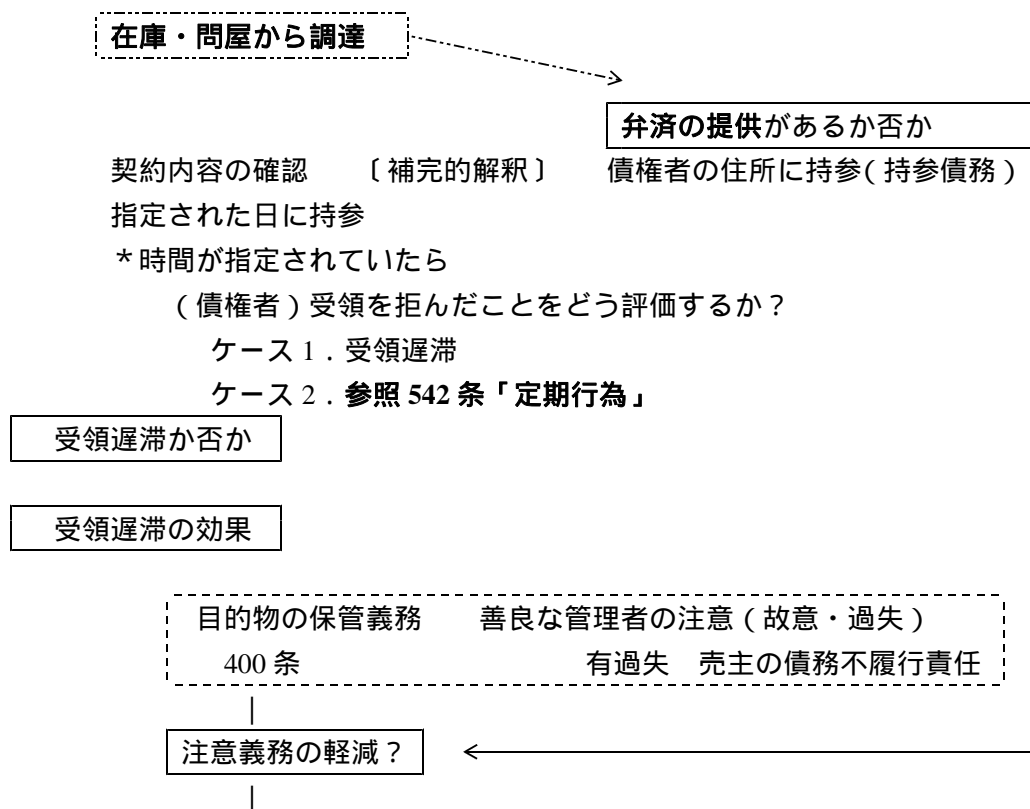
甲は、個人で酒屋を営む乙に、広く市販されている 1 本 1 万円のシャンペン 10 本を電話で注文し、3 日後に甲宅まで配達するよう依頼した。乙は、これを了承し、翌日、前金として 3 万円の送金を甲から受けた。残代金 7 万円については、配達時に支払うこととされた。乙は、指定された日に、甲宅にシャンペン 10 本を持参したが、甲に受領を拒まれ、残代金も支払ってもらえなかったため、やむなくシャンペンを持ち帰った。乙は、このシャンペンを店の倉庫の中の棚の端に置いておいたが、その夜、近くを通りかかった大型トレーラーの振動のために、このシャンペンが 10 本とも棚から落ち、すべて瓶が割れて中身が流れてしまった。

このような事案において、甲が受領を拒んだ事情が次のようなものであった場合の甲乙間の債権債務の関係についてそれぞれ説明せよ(各問は独立した問いとして答えよ。)

1 甲が、さしたる理由もないのに「今日は受け取る気分でなくなったので、後日また持ってきて欲しい。」と言って受領を拒んだ場合

2 甲は、注文の際に「その日のお昼に開くパーティーに出す予定のものなので、必ず午前中に持ってきて欲しい。できないなら、ほかの店にあたってみる。」と告げており、乙も「必ず午前中に配達する。」と答えていたにもかかわらず、乙がその日の夕方に注文したシャンペンを持参したので、甲は乙に「パーティーは終わってしまったので、もう要らない。前金の 3 万円は返して欲しい。」と言って受領を拒んだ場合

〔判断のプロセス〕



## 義務違反なし

### 危険負担の問題

1) 534 条 1 項 弁済提供の効果ということをも込めて危険は債権者が負担する。

2) 536 条 2 項 債権者の責めに帰すべき事由

受領遅滞は債権者の債務不履行という説をとると、債権者の過失によって不能となったという説明と整合性がある。2 項は、債権者による履行妨害に焦点を当てた規定であり、債務者の弁済提供とは無関係に規定である。